

日本技能教習所有限公司

長野労働局長登録教習機関 登録番号第82号

登録有効期間満了日 2029年3月30日

フォークリフト運転技能講習実施要項

- 1 趣 旨 この講習は、労働安全衛生法第61条1項、同法施行令第20条第11号に規定されているフォークリフト運転の技能講習で、講習を修了した者には修了証を交付し、フォークリフト運転業務に従事する資格を付与する。

- 2 特徴及び作業範囲 フォークリフトは、フォークリフトトラックとも呼び荷物を積載するフォークとフォークを上昇させるマストを備えた動力付き荷役・運搬用機械です。
フォークリフトは、重量物や多量の荷物を一度に効率よく運搬し、移動させることができます。荷役の効率を上げるために、フォークの代わりにクランプのようなアタッチメントを使うことができます。

3 フォークリフトの種類

機能による分類	動力源による分類
1 カウンターバランスフォークリフト	① エンジン式
2 リーチフォークリフト	1 ディーゼルエンジン式
3 サイドフォークリフト	2 ガソリンエンジン式
4 オーダピッキングフォークリフト	3 LPGエンジン式
5 ウォークーフォークリフト	
6 マルチディレクショナルフォークリフト	② バッテリー式

4 法令による資格区分

資 格	区 分
技能 講習	最大荷重1トン以上のフォークリフトの運転
特別 教育	最大荷重1トン未満のフォークリフトの運転
(いずれも、道路上を走行させる運転は除く)	

- 5 講習開催日 令和7年2月12日(水)～2月15日(土) 4日間
初日受付AM8時から 集まり次第開校
- 6 講習場所 日本技能教習所有限会社実技場
(長野市川中島町御厨字坪の内2238-1)
電話 026-214-2806

7 講習科目
学科 講習

- | | | |
|------|-------------------------------|------|
| 1 | 荷役に関する装置の構造及び取扱いの方法
に関する知識 | 4時間 |
| 2 | 運転に必要な力学に関する知識 | 2時間 |
| 3 | 関係法令 | 1時間 |
| 実技講習 | | |
| 1 | 走行の操作 | 20時間 |
| 2 | 荷役の操作 | 4時間 |
| 計 | | 31時間 |

8 受講料・受講資格等(該当する資格により講習一部免除科目あり)

コース別	第1コース	第2コース
受講資格等	大型自動車免許・中型自動車免許・準中型自動車免許・普通自動車免許又は、大型特殊自動車免許(カタピラを有する自動車のみを運転する事を免許の条件とする者に限る)を有する者	1 大型特殊自動車免許(カタピラ限定を除く)所持者 2 特別教育修了者で大型特殊自動車免許(カタピラ限定に限る)・または大型自動車免許・中型自動車免許・準中型自動車免許・普通自動車免許を有しかつ、3ヶ月以上フォークリフトの運転業務に従事した経験を有する者
受講日数	4日	2日
受講時間	31時間	11時間
受講料	34,500円	20,000円
教本代	1,500円	1,500円

上記受講資格等は、自動車免許所持者を対象としますが無い方は5日コースになりますので、ご相談ください。

- 9 修了証の交付 全科目修了した者に対して、修了試験を行い合格した者に
修了証を交付します。(即日発行)
- 10 申込書締切日 日まで
- 11 申込書及び受講料 受講申込みは、所定の受講申込書に写真2枚(2.5x3.0)
を添えてお申込みください。
なお、添付書類として免許証の写しを提出してください。
外国籍の方は在留カードの写しが必要です。
- 12 当日の携行品 学科 筆記用具 試験の時には鉛筆が必要です。
実技 運動靴 実技のできる服装 ヘルメット等
- 13 その他 ご不明な点等ありましたら下記にお問い合わせください。

日本技能教習所有限公司

〒 381-2221

長野市川中島町御厨2238-1

TEL 026-214-2806

FAX 026-214-2809